

戸籍謄抄本等交付申請書（郵便請求用）

（請求先）京都府乙訓郡大山崎町長 宛

令和 年 月 日

請求する人	住所	〒 - 昼間の連絡先（ ） - （ ） - （ ）		
	本籍	<input type="checkbox"/> 住所と同じ	筆頭者	
	（ふりがな） 氏名	（ ）	必要な戸籍との関係	本人・配偶者 子・父母 その他 （ ）
	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日		
だれの何を必要としますか	本籍	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ 大山崎町字 小字 番地		
	筆頭者の氏名 （戸籍の最初の方。亡くなられても変わりません）			
	何が必要ですか	通数	必要な人の名前をお書き下さい	
	戸籍	謄本（全部） ・ 抄本（個人）	通	
	除籍・原戸籍 （全員が除籍された戸籍）	謄本 ・ 抄本	通	
	戸籍の附票※1	全部 ・ 個人	通	
		必要な住所 現住所 ・ その他（ ）		
		必要な場合は <input type="checkbox"/> にチェックして下さい。指定が無ければ省略されます。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者入り <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地入り		
	身分証明書（破産・後見等に関する証明）※2		通	
	独身証明書※2		通	
受理証明書※3	出生 ・ 婚姻 ・ 離婚	通	必要な人の氏名 （ ）	
届書等情報内容証明書※4	その他（ ）届	通	届出年月日 （ ）年 月 日届出	
使用目的	パスポート申請 ・ 年金手続き ・ 戸籍届出 ・ 相続手続き（※下記へ） その他（ ）			
相続等の請求	亡くなられた方の氏名 【 】【 】	<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの戸籍が必要		
	死亡年月日 【 年 月 日】	<input type="checkbox"/> 婚姻から死亡までの戸籍が必要		
		<input type="checkbox"/> 死亡が記載された戸籍（除籍）のみ必要		

【注意】・大山崎町は平成22年10月9日（改製日）に戸籍を電算化（改製）したため、現在戸籍及び戸籍の附票に以前の記載が無い場合があります。

・請求者本人が記載されていない戸籍を請求する場合、関係確認を行うため請求者の本籍をご記入ください。

※1 令和4年1月11日から戸籍の附票に「生年月日」「性別」が記載されるようになりました。改製原附票および令和4年1月11日より前に除票となった戸籍の附票には「生年月日」「性別」の記載はありません。

※2 身分証明書、独身証明書をご請求の際、本人以外の請求の場合は委任状が必要です。

※3 受理証明書をご請求の際は、届出の種類と届出年月日を記載してください。届出人以外の請求の場合、委任状が必要です。

※4 届書等情報内容証明書を請求する場合は、これを必要とする特別な事情を詳細に記入してください。

郵便での戸籍謄抄本等の取り寄せ要領

▼戸籍（除籍）謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地がある市区町村役所で発行します。

▼本籍が大山崎町にある場合は、郵便により、下記の要領で取り寄せることができます。

※手数料や詳しい請求方法については、本籍地がある市区町村役所に確認のうえ請求してください。

記

① 申請書

表のページの「戸籍謄抄本等交付申請書」に必要事項を記入してください。

② 手数料

郵便局で手数料分の「定額小為替」を購入のうえ、同封してください。

※おつりのないようお願いします。郵送前に手数料の金額をご確認ください。

※定額小為替には何も記入しないでください。

★大山崎町の手数料は以下のとおりです。（市区町村によって異なります。）

戸籍謄・抄本（全部・個人事項証明書）	1通 450円
除籍謄・抄本（全部・個人事項証明書）	1通 750円
改製原戸籍謄・抄本（全部・個人事項証明書）	1通 750円
戸籍の附票	1通 300円
身分証明書	1通 300円
独身証明書	1通 300円
受理証明書	1通 350円
届書等情報内容証明書（届書記載事項証明書）	1通 350円

③ 返信用封筒

返信用の封筒を同封してください。

※同封する返信用封筒には、請求者の住所（④の書類に記載された現住所）・氏名・郵便番号を記入のうえ切手を貼ってください。部数が多い場合は切手を余分に入れるか、返信用封筒に「不足料金受取人払」と表記してください。

※返送先は請求者が住民登録されている住所に限ります。

※お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

④ 本人確認書類のコピー

本人確認書類のコピーを同封してください。

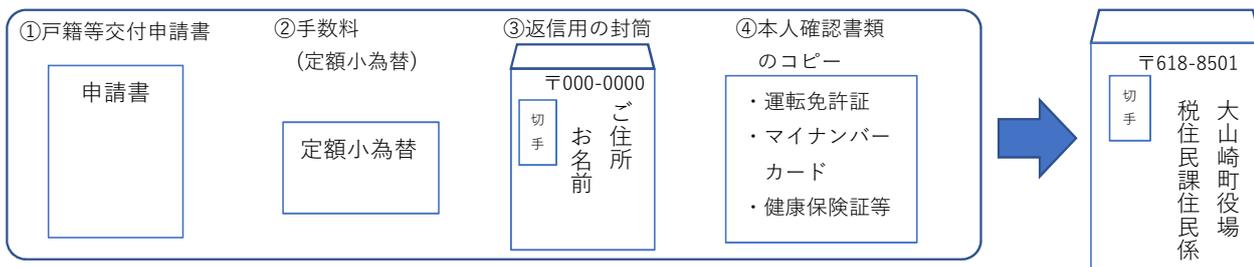
【例】 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、顔写真付き住民基本台帳カード、健康保険証、身体障害者手帳 等

※官公署発行の書類で現住所の記載があり、かつ有効期限があるものは期限内のものに限ります。

※パスポート、通知カードは本人確認書類として使用できません。

※運転免許証など、裏面にも住所を記載できるものに関しては裏表両面のコピーが必要です。

※上記の他、必要な理由が確認できる資料や委任状の同封が必要な場合があります。



①②③④をすべて同封し、大山崎町役場の住民係宛てに送付してください。

※郵送での請求には、役場での処理及び配達に日数が必要です。日数に余裕をもって請求してください。